第11次新宿区交通安全計画(素案)

令和3年度~令和7年度

新 宿 区

上 次

第1	一	\$ #	E .	論・・	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
第	13	章 計	画策定	の考え	方·				•	•		•	•				•			•		•	•			•		•		• 3
	1	計画	画策定の	主旨・					•	•		•		•								•			•	•				• 3
	2	計画	前の目標						•			•	•				•					•								• 3
	3	計画	可の性格						•			•	•				•					•				•				• 3
	4	計画	画の期間	· · ·					•			•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•				• 4
第	2₫	交	通事故	等の状	況·	•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
	1	全国	国の交通	事故・		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
	2	東京	マ 都の交	通事故		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
	3	2 3	8区の交	通事故		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
	4	新宿	層区の交	通事故		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 8
		(1)		おける																										
		(2)	区内に	おける	高歯	令者	のろ	芝 通	事	故	死傷	者	数	0	推	移	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 9
		(3)	区内に	おける	自軋	云車	事情	汝 死	傷	者	数の	推	移	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 9
		(4)	区内に	おける	二輔	命車	(J	更動	機	付	き自	転	車	を	含	む)	事	故	死化		子数	ζσ	推	移	. •	•	•	•	• 9
第	3重		通安全	-		_																								
	1	施第	きの重点																											
		(1)		の交通																										
		(2)	子ども	の交通	安全	色の	確任	杲•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 10
		(3)		の安全		-																								
		(4)		.輪車事																										
		(5)	飲酒運	転の根	絶•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 12
		(6)	自転車	・自動	二輔	扁車	等(の放	置	防」	止•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 13
	2	施第	きの方向																											
		(1)		通環境																										
		(2)		全意識																										
		(3)	道路交	通秩序	の約	推持	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 13

(4)	安全運転と車両の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・13
(5)	救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(6)	被害者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(7)	踏切等の交通安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	宿区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	係行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	業者、交通関係団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4 区	民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第2部 言	十画する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
	道路交通環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・19
	内の道路現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2 道	路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(1)	道路の整備・・・・・・・・・・・(東京都第三建設事務所、道路課)・・19
(2)	橋りょうの整備・・・・・・・・・・・・・・・・(道路課)・・22
(3)	市街地の構造改善・・・・・・・・・・・・・・・(防災都市づくり課)・・22
3 交	通安全施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(1)	歩道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路課)・・23
(2)	防護柵の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路課)・・23
(3)	道路照明の整備・・・・・・・・・・・・・・・・(道路課)・・23
(4)	道路標識等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・(警察署)・・24
(5)	その他の交通安全施設の整備・・・・・・・・・・・(道路課)・・24
4 自	転車利用環境の総合的整備・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(1)	自転車走行空間の整備・・・・・・・(警察署、道路課、交通対策課)・・24
(2)	自転車シェアリングの普及促進・・・・・・・・・・(交通対策課)・・25
5 道	路利用の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
(1)	道路の使用及び占用の抑制・・・・・・・・(警察署、土木管理課)・・25
(2)	路上等障害物の防止・・・・・・・・・・・・・・(警察署、交通対策課)・・25
6 駐	車場の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(1)	自動車駐車場の整進促進・・・・・・(警察署、都市計画課、交通対策課)・・26

	(2)	自動二輪車駐車場の整備促進・・・・・・・・・・(交通対策課)・・	• 26
	(3)	自転車駐輪場等の整備・・・・・・・・・・・・(交通対策課)・・	• 26
7	その	他の道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 27
	(1)	道路緑化の推進・・・・・・・・・・・・・・(道路課)・・	• 27
	(2)	交通安全総点検の推進・・・・・・・・・・・・・・(交通対策課)・・	• 27
₩ 0÷	**	ᄬᇊᄉᆇᆂᇫᅑᅑ	0.0
	-	通安全意識の啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1		的・体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)		• 28
	(2)		• 28
	(3)		• 29
	(4)		• 29
	(5)		• 30
	(6)		• 30
	(7)		• 30
	(8)		• 30
2			• 31
	(1)		• 31
	(2)		• 32
_	(3)		• 32
3			• 33
	(1)		• 33
	(2)	交通安全運動等の推進・・・・・・・・・・・・・・・(警察署、交通対策課)・・	• 33
第3:	章 道	路交通秩序の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 34
1		「取締りの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進・・・・・・(警察署)・・	• 34
	(2)	悪質・危険な妨害運転等に対する積極的な捜査の推進・・・・・(警察署)・・	• 34
	(3)		• 34
	(4)		• 34
	(5)	自転車利用者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・(警察署)・・	• 34
	(6)	通学路等における指導取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 35
	(7)	シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り(警察署)。	• 35

	(8)	Ŕ	暴走	医の.	取紹	育り	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(4	警	察!	署)	•	•	35
	(9)	<u>.</u>	整備	不良.	車両	可の	取	綿	り	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(?	警	察	署)	•	•	35
	(10) [車両領	削限	令の)適	i用	強化	Ľ	•	•	•	•	•		•			•	•		•	•	•	•	•			(?	警	察!	署)	•	•	36
2	2 馬	注車	秩序の	の確	<u>.</u>	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•		•	•	36
	(1)	j	韋法!	注車	の取	又締	り		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	(?	警	察	署)		•	36
	(2)	;	地域等	実態	に応	まじ	た	駐耳	車	規制	制	Ø:	推	進	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	(4	警	察	署)	•	•	36
	(3)	ļ	駐車制	需要	に応	こじ	た	駐耳	車.	ス・	~°,	_	ス	0)	確	保	•	•		•		•	(警	察	署	`	交	通.	対	策	課)	•	•	36
	(4)	ļ	路外馬	注車	場の)整	備	促i	焦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	(?	警	察!	署)	•	•	36
9	3 方	汝置	自転車	車・	自重	力二	輪	車	方」	止	DĪ	啓	発	活	動		•	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	36
	(1)	Ī	啓発泡	舌動		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(警	察	署	`	交	通	対	策	課)	•	•	37
	(2)	7	放置日	自転	車等	争の	撤	去	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			(交	通	対	策	課)	•	•	37
第4	章	安全	主運車	تحة	車両	ī O	安	全	性	(D)	(確	眰	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	38
1	. 3	安全	運転の	の確々	保•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	38
	(1)	}	運転	者教	育の)充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(4	警	察!	署)	•	•	38
	(2)		自転	車安	全教	女育	の	推ì	焦	•	•	•	•	•	•	•	(警	察	署	`	交	通	対	策	課	`	教	育	委	員:	会)	•	•	38
	(3)		自動	二輪	車事	事故	:防	止为	付负	策	の	推	進	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(?	警	察	署)	•	•	38
	(4)	<u> </u>	安全i	重転?	管理	里の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(?	警	察!	署)	•	•	38
	(5)	7	交通	労働.	災害	手の	防	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(労	働	基	準	盐	督!	署)	•	•	38
	(6)	į	労働釒	条件	の通	缸	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(労	働	基	準!	監	督!	署)	•	•	39
2	2 <u>E</u>	丰両の	の安全	全性	の確	全保	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	39
	(1)		自動耳	車の	点椅	食整	備	の行	散.	庒	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(関	東	運	輸	局	, !	警	察	署)	•	•	39
	(2)		自転車	車安	全点	京検	等	に。	よ	る;	安:	全	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(交	通,	対	策	課)	•	•	39
第5	章	救即	力•救	急位	卜制	の	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	40
1	. 1	效助	· 救急	急体	制の)充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(3	消	防!	署)	•	•	40
	(1)	Ş	救助氵	業務	体制	10	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(3	消	防!	署)	•	•	40
	(2)	Ş	救急	業務	体制	10	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(3	消	防!	署)	•	•	40
	(3)	2	集団物	效助	• 救	女急	、体	制	かき	充:	実	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(3	消[妨!	署)	•	•	40
	(4)	J	芯急	汝護	知譜	哉の	普	及	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	(3	消	防!	署)	•	•	40
第6	章	被語	害者 (り支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	41
1	. 3	を通	事故	泪談	業務	多の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(区	政	情	報	課)	•	•	41

	2	交通事故事件	被害者等に	対す	る連絡	絡制	度•	•		•	 •	 •		(葡	繁	署)	•	• 41
	3	自転車損害賠	償保険等~	への加	入促i	進•		•		•	 •	 •	(交	通対	対策	課)	•	• 41
第	7章	踏切等の交流	通安全・					•			 •	 		•			•	• 42
	1	ホームドア等	の安全を図	るた	めの排	昔置		•		•	 •	 •	(者	市計	十画	課)	•	• 42
	2	踏切保安設備	の整備・・					•		•	 •	 •	(鉜	道事	業	者)	•	• 42
	3	警戒標識等の	管理、設置	∄••				•		•	 •	 •		(j	 	課)	•	• 42
	4	その他の踏切	道の安全を	図る	ための	の措	置•	•		•	 •	 •		(帯	筝察	署)	•	• 43
第3	部	交通安全	対策を進	色める	らたと	りの	体制	钊	•		 •	 •		•			•	• 45
1	行		連携・・・					•		•	 •			• •	•			• 47
2	抴	地域における交流	通安全推進	進体制	の確	•		•		•	 •	 •		•			•	• 47
3	新	宿区交通安全	協議会の追	☑営・				•		•	 •			•			•	• 47
[参	考]																	
	新宿	区交通安全協調	議会規約・		• •					•	 •	 •			•		•	• 48
	新宿	区交通安全協調	議会委員・		• •			•		•	 •	 •			•		•	• 50
	新宿	区交通安全協議	議会幹事・		• •	• •		•		•	 •	 •		•	•		•	• 52
用語	集•							•		•	 •	 •			•		•	• 53

第1部総論

第1章 計画策定の考え方

第2章 交通事故等の状況

第3章 交通安全施策の方向

第4章 計画の推進

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の主旨

新宿区交通安全計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条に基づき、区内の陸上交通に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和48年度以降、 十次にわたり策定しています。

この計画は、新宿区及び区内を管轄する各行政機関等が実施する陸上交通(道路交通、鉄道)の安全に関する諸施策の大綱を定めるもので、交通事業者や陸上交通に係る各種団体等の交通安全に関する取り組みの指針となるものです。また、交通安全に関する区民の行動指針として、自助、共助の取り組みを呼びかけるものです。

第十次新宿区交通安全計画期間中の区内の交通事故件数は、第九次計画期間中の5年間と比べ約3,126件減少し、4,005件となりました。また、交通事故による死者数も、第九次計画期間中の5年間と比べ12人減少し、14件となっているものの、毎年死亡事故が発生していることから、引き続き交通安全対策に取り組む必要があります。

今回は、こうした状況を踏まえ、今後も実効性のある交通安全施策を進めるため、第 11 次新 宿区交通安全計画(令和 3 年度~7 年度)を策定するものです。

2 計画の目標

本計画は、人命尊重の理念に立ち、区民等が安心して生き生きと暮らせる、安全で快適な交通 社会を実現するため、区及び関係機関・団体は、密接に連携を図り、各種施策を総合的かつ効果 的に推進していくとともに、区民の自助、共助の取組を支援することにより、交通死者数の減少 を目指します。

新宿区では、特に、高齢化が急速に進展していく中、高齢者の事故減少を図るため高齢者の事故防止対策を強化するとともに、自転車の安全利用の推進、二輪車の事故防止及び飲酒運転の根絶を図り、事故件数の着実な減少を目指した計画とするものです。

3 計画の性格

- (1) この計画は、交通安全対策基本法第26条の規定により、東京都交通安全計画に基づき策定するものです。
- (2) この計画は、新宿区の区域における陸上交通に関する対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、道路交通環境の整備、交通安全意識の普及徹底、道路交通秩序の維持等に関し、新宿区及び区の区域を管轄する関係行政機関等が実施する施策を体系的に明らかにするものです。

(3) この計画は、東京都交通安全計画、新宿区総合計画、その他関連する諸計画との整合性を図り策定するもので、今後の行政執行の指針とするものです。

4 計画の期間

この計画は、令和3年度~7年度の5年間における施策を定めます。

第2章 交通事故等の状況

1 全国の交通事故

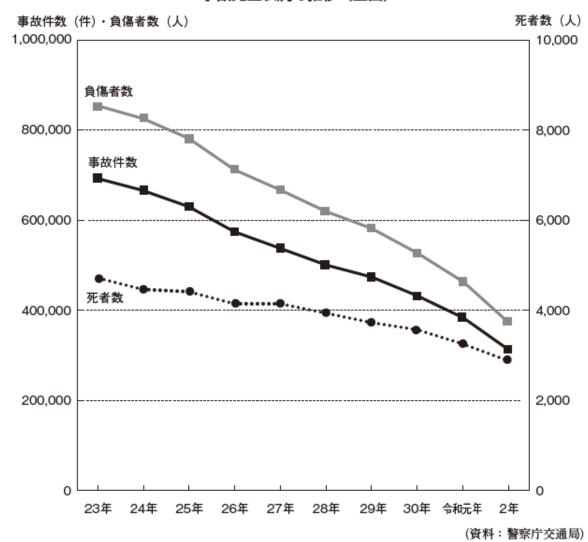
令和2年の全国の交通事故による死者数は2,839人でした。前年に比べ、376人減少しました。 負傷者数は、平成23年から10年連続して減少となりました。

事故発生状況の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
事故件数	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178
死者数	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839
負傷者数	854,613	825,392	781,492	711,374	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775	369,476

(資料:警察庁交通局)

事故発生状況の推移(全国)



2 東京都の交通事故

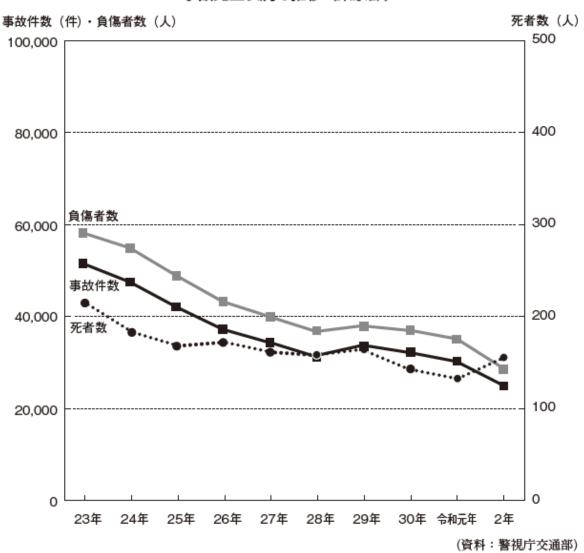
令和2年の都内の交通事故をみると、事故件数は25,642件で、前年に比べ4,825件(15.8%)減少しました。死者数は155人で22人(16.5%)増加し、負傷者数は28,888人で5,889人(16.9%)減少しました。

事故発生状況の推移(都)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
事故件数	51,477	47,429	42,041	37,184	34,274	32,412	32,763	32,590	30,467	25,642
死 者 数	215	183	168	172	161	159	164	143	133	155
負傷者数	58,140	54,837	48,855	43,212	39,931	37,828	37,994	37,443	34,777	28,888

(資料:警視庁交通部)

事故発生状況の推移(東京都)



3 23区の交通事故

令和2年の23区の交通事故をみると、事故発生件数は17,165件、死者数は100人、重傷・軽傷を合わせた負傷者数は18,984人で、前年に比べて発生件数と負傷者数は減少し、死者数は増加しました。

23 区交通事故発生状況

23 区	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
総数	17,165	100	946	18,038
千代田区	457	4	11	488
中 央 区	637	1	35	660
港区	900	3	52	975
新 宿 区	655	2	77	645
文 京 区	367	1	18	386
台 東 区	507	2	32	520
墨 田 区	402	1	14	439
江 東 区	770	6	34	810
品 川 区	762	5	53	776
目 黒 区	386	1	7	411
大 田 区	1,259	14	56	1,317
世田谷区	1,522	11	58	1,625
渋 谷 区	552	2	22	591
中 野 区	628	3	40	638
杉 並 区	838	3	55	895
豊 島 区	475	4	12	503
北区	458	5	28	455
荒 川 区	309	1	26	309
板 橋 区	877	7	48	946
練馬区	1,006	7	69	1,054
足 立 区	1,499	9	79	1,598
葛 飾 区	511	3	23	548
江戸川区	1,388	5	97	1,449

高速道路上での交通事故は含まず。

4 新宿区の交通事故

(1) 区内における事故発生状況の推移

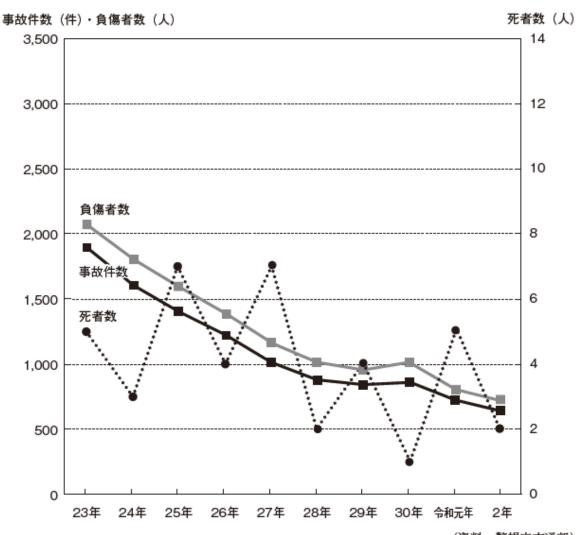
令和2年の区内の交通事故をみると、死者数は2人で前年に比べ3人(60%)減少しました。 また、事故件数及び負傷者数は減少傾向にあります。

事故発生状況の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
事故件数	1,894	1,603	1,404	1,220	1,010	897	862	871	720	655
死者数	5	3	7	4	7	2	4	1	5	2
負傷者数	2,070	1,803	1,596	1,385	1,173	1,020	976	1,021	822	722

(資料:警視庁交通部)

事故発生状況の推移



(2) 区内における高齢者の交通事故死傷者数の推移

区内の事故件数の減少に伴い、高齢者の死傷者数も減少し、令和2年は平成23年と比べると、66.3%減少しました。死者数は、0人の年もありますが、おおむね横ばいとなっており、依然として区内の交通事故死者数に占める高齢者の割合は高くなっています。

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
死者数	3	1	0	3	3	1	3	0	2	0
負傷者数	178	154	150	141	124	118	132	122	64	59
合計	181	155	150	144	127	119	135	122	66	59
死傷者に占める高 齢者の割合(%)	8. 72	8. 58	9. 36	10. 37	10. 76	11. 64	13. 78	11. 94	7. 98	8. 15

(資料:警視庁交通部)

(3) 区内における自転車事故死傷者数の推移

区内の自転車交通事故死傷者数は、減少傾向にあり、令和2年は平成23年と比べて410人(69.7%)減少しました。

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
死者数	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0
負傷者数	588	478	445	316	257	250	232	240	181	178
合計	588	478	447	317	257	250	232	240	182	178
死傷者に占める自転 車事故の割合(%)	28. 34	26. 47	27. 89	22. 82	21. 78	24. 46	23. 67	23. 48	22. 01	24. 59

(資料:警視庁交通部)

(4) 区内における二輪車(原動機付き自転車を含む)事故死傷者数の推移

二輪車事故の死傷者数は、減少傾向にあり、令和2年は平成23年と比べて240人(65.9%)減少しました。

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
死者数	0	1	3	0	2	0	0	1	0	0
負傷者数	364	290	238	213	144	149	167	126	133	124
合計	364	291	241	213	146	149	167	127	133	124

第3章 交通安全施策の方向

1 施策の重点課題

(1) 高齢者の交通安全の確保

都内交通事故死者数が減少傾向の中、都内における 65 歳以上の高齢者の死者数も減少傾向 にありますが、令和 2 年は 60 人と都内の交通事故全体の約 39%を占めています。これは、都 内の高齢者人口の割合と比較しても高くなっています。

警視庁交通部の資料によれば、高齢者の交通事故の多くは自宅付近で起きており、中でも歩行者の事故の約4割は自宅から500m以内で発生しているという特徴があります。こうした事故を防止するため、歩道等のバリアフリー化や交通安全施設の整備、高齢者に見やすい標識など、道路交通環境の整備を進めることで安心して歩ける空間を創出するとともに、高齢者に対する交通安全教育の充実や交通安全意識の普及・啓発に努めます。

また、通過交通の抑制や30km毎時の速度規制を行うゾーン30の対策など、生活道路の安全 対策を推進するとともに、歩行者の安全に資する信号の高度化等、歩行者や自転車とって安全 な交通環境の整備を進めます。

このほか、身体機能等の低下に気付いてもらうための参加・体験・実践型の教育や見守り活動等、交通安全教育や地域活動等の充実にも取り組みます。

都内交通事故の死者数(高齢者)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
死者総数	215	183	168	172	161	159	164	143	133	155
65 歳以上	88	72	72	65	58	63	63	60	55	60
割合(%)	40. 93	39. 34	42.86	37. 79	36. 02	39. 62	38. 41	41. 96	41. 35	38. 71

(資料:警視庁交通部)

(2) 子どもの交通安全の確保

子どもが関連する事故の発生件数は減少傾向にありますが、死者数は横ばいに推移しており、減少には至っていません。また全国でも、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する事故の発生や、見通しの良い直線道路で下校中の児童らが死傷する事故なども発生しています。こうした事故を防止するため、学校・警察・道路管理者など、関係機関と連携した通学路点検によるハード面での安全対策の実施や、学校での交通安全教室の開催や地域イベント等を通じた交通安全教育を充実させるなど、子どもの事故防止を図ります。

都内交通事故の死者数(子ども)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
死者総数	215	183	168	172	161	159	164	143	133	155
中学生以下	1	7	3	6	7	5	6	5	1	5
割合(%)	0. 47	3. 83	1. 79	3. 49	4. 35	3. 14	3. 66	3. 50	0.75	3. 23

(資料:警視庁交通部)

(3) 自転車の安全利用の推進

自転車は、環境にやさしく身近で便利な交通手段として多くの人々が利用していますが、自転車利用のマナーやルール遵守について問題視されています。区に寄せられる要望や苦情等には、放置自転車に関する苦情や、自転車の利用方法に関するマナーやルール違反の是正を強く求める意見が多数あります。また、都内の交通事故死傷者数に占める自転車乗用中の交通事故死傷者数の割合は、増加しています。

一方、警視庁交通部の資料によれば、歩行者が遭った交通事故の中で、主な過失が自転車側にあった事故の割合が増加傾向にあります。過去の例を見ると、自転車側の過失で歩行者に衝突して死傷させるなどのケースでは、自転車利用者に多額の賠償責任を認めた判決も下されています。

このため、区は駐輪場や新宿区自転車ネットワーク計画に基づく、自転車通行空間(自転専用通行帯、自転車ナビマーク・ナビライン)の整備など自転車の利用環境を整えるとともに、自転車利用のマナー向上やルール遵守の徹底のための交通安全教育を充実し、日常の点検による自転車の安全性確保のための啓発活動を進めるなど、自転車の安全利用を推進します。また、警察に対して、悪質・危険な自転車運転への指導取締りの強化を求めていきます。

このほか、学校での安全教育推進や成人層への啓発強化、ヘルメットの普及啓発等の自転車安全利用を推進します。

都内自転車乗用中の交通事故の死傷者数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
死傷者総数	58, 355	55, 020	49, 023	43, 384	40, 092	37, 987	38, 158	37, 586	34, 910	29, 043
自転車乗用中	18, 555	16, 575	14, 080	12, 174	10, 568	9, 998	10, 457	11, 184	11, 229	9, 737
割合(%)	31. 80	30. 13	28. 72	28. 06	26. 36	26. 32	27. 40	29. 76	32. 17	33. 53

(4) 自動二輪車事故の防止

自動二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)乗車中の交通事故死者数は、全死者数の約4分の1を占めています。特に若年層の交通事故死者数の半分以上が、自動二輪車乗車中に発生しています。こうした、自動二輪車事故を防止するため、警察が主体となって、場面・利用機会に応じた教育の充実、交通規制や指導取締り、違法駐車の取締りを進めるとともに、区では自動二輪車駐車場の整備促進や交通安全施設の整備により、適正利用の促進に取り組んでいきます。

また、被害を軽減するためのヘルメットの正しい装着や、胸部プロテクターの着用促進に向けた啓発等の安全対策を推進していきます。

都内自動二輪車乗車中の交通事故死者数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
死者総数	215	183	168	172	161	159	164	143	133	155
自動二輪車乗車中	67	44	40	45	38	40	41	44	28	40
割合(%)	31. 16	24. 04	23. 80	26. 16	23.6	25. 16	25. 00	30. 77	21. 05	25. 81
若年層死 者数	20	12	16	16	10	11	14	14	13	22
自動二輪車乗車中	13	7	7	8	5	6	10	9	7	11
割合(%)	65. 00	58. 33	43. 75	50.00	50.00	54. 55	71. 43	64. 29	53. 85	50.00

(資料:警視庁交通部)

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、自ら酒を飲み、なおかつ自動車等を運転するという故意がある点で、一般的な交通違反・交通事故と違い、その悪質性は一段と強いものと言えます。また、アルコールは人の認知判断能力を低下させることから、事故の結果についても、飲酒以外の事故に比べて重大なことが多く、第 11 次東京都交通安全計画によれば、いったん事故が起こったときの死亡事故率は他の交通事故に比べ大幅に高くなっています。飲酒運転による事故件数や死亡者数は、罰則の強化重大事故の直後は減少しても、程なく横ばいや増加を示すことがあるため、警察の指導取締りの強化や、関係者が一丸となった不断の啓発活動に努めなければなりません。

(6) 自転車・自動二輪車等の放置防止

駅周辺における放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるばかりでなく、まちの景観をも阻害しています。また、近年は自動二輪車の駐車違反も目立ってきています。

区では、警察や関係団体等と連携し、指導・啓発の一環として撤去活動などに努めるととも に、地域の駐輪需要にあわせ、民間事業者を活用した一時利用可能な駐輪場等の整備を推進し、 放置自転車の減少を図っていきます。

2 施策の方向

(1) 道路交通環境の整備

交通安全の推進には、人と車が安全で円滑に通行できる道路や施設などの道路交通環境の整備が不可欠です。そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、交通バリアフリー対策などの施策を推進します。

(2) 交通安全意識の啓発

交通安全の基本は、区民一人ひとりが交通ルールを遵守しマナーを身に付け、実践することです。

そのため、年齢に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を関係機関とともに実施します。 また、広報啓発活動の充実・強化に努め、家庭、学校、地域社会での交通安全意識の高揚を 図ります。

(3) 道路交通秩序の維持

道路交通の安全と円滑化を図るためには、交通実態に即した交通規制や交通違反等に対する 適切かつ効果的な取締りが重要です。

そのため、警察による、路線別や地区等の交通実態に即応した交通規制を推進し、駐車対策 法令の適正な運用と駐車秩序の確立とともに、自転車利用者を含む重大事故に直結する悪質・ 危険な交通違反等の取締りを強化します。

(4) 安全運転と車両の安全性の確保

運転免許保有者は令和元年度、令和2年度とも減少に転じているものの、保有者数は8千万 を超え依然として保有者数は多く、運転者も若者から高齢者まで多様化しており、運転技術の 確保や安全運転の励行がますます重要になってきています。

そのため、高齢運転者対策の推進や事業所等における安全運転管理の充実等の施策を推進するとともに、関係機関を通して自動車メーカーなどによる車両の安全性の確保を促します。

(5) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、関係機関等とともに 救助・救急体制の充実を図ります。

(6) 被害者の支援

交通事故に対応する様々な相談に応じるとともに、交通事故被害者等に対する支援を推進します。また、区民の自転車損害賠償責任保険等への加入を推進します。

(7) 踏切等の交通安全

踏切事故は、ひとたび発生した場合その被害は甚大となります。

鉄道交通の安全性を確保するため、鉄道会社に対して、線路施設の保守・点検・整備を求めるとともに、踏切事故の解消のため、踏切保安設備等の充実を求めていきます。

また、鉄道事業者がホームドア等を設置する際の工事費の助成についても、関係機関と協議 し、実施していきます。

第4章 計画の推進

1 新宿区

新宿区は、本計画の事業を着実に推進するとともに、事業の実施に当たっては、各警察署を はじめ、関係行政機関、交通関係団体等と連携を図りながら、総合的かつ一体的な交通安全対 策を推進していきます。

2 関係行政機関

関係行政機関は、交通事故を減少させるため、本計画の事業を推進するほか、必要に応じて、 区及び交通関係団体等と連携・協力して必要な事業を推進します。

3 事業者、交通関係団体

区民を交通事故から守るうえで、事業者は大きな役割を担っています。特に、自動車を運行する事業者は、事業所を中心として、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故の防止に努めるよう要請していきます。

また、地域における交通関係団体は、それぞれの地域・区・警察署と連携して、主体的に、 あるいは相互に協力しながら、効果的な交通安全対策事業を進めるよう要請していきます。

4 区民

悲惨な交通事故を無くしていくためには、一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣とすることが大切です。

この計画が効果的に推進されるよう、計画の担い手の一人となり、行政等と一緒になって交 通安全について考え、行動するとともに、自助・共助の取組みを呼びかけていきます。

第2部 計画する施策

第1章 道路交通環境の整備

第2章 交通安全意識の啓発

第3章 道路交通秩序の維持

第4章 安全運転と車両の安全性の確保

第5章 救助・救急体制の整備

第6章 被害者の支援

第7章 踏切等の交通安全

第1章 道路交通環境の整備

1 区内の道路現況

区内の公道延長は351,474mで、面積は3,285,020 ㎡、道路率(道路面積/行政区域の面積) は18.02%となっています。このうち、区道の占める割合が最も高く、延長で全体の84.34%、 面積で全体の55.04%を占めています。

道	路	別	国 道	都	道	区	道	計	
延		長	4, 257 m	50	, 792m	296,	, 425 m	351, 47	'4m
構	成	率	1.21%	1-	4. 45%	84	4. 34%	100.0	00%
面		積	126, 393 m²	1, 350	, 558 m²	1, 808,	, 069 m²	3, 285, 02	20 m²
構	成	率	3.85%	4	1.11%	5	5.04%	100.0	00%
道	路	率	0.69%		7.41%	Ç	9.92%	18.0)2%

令和3年4月1日現在。ただし、都道は令和2年4月1日現在

2 道路の整備

(1) 道路の整備

ア 都道の整備

都市計画道路を中心とした幹線道路を整備します。あわせて、バリアフリー化した歩道 や自転車通行空間を整備し、無電柱化を行い、歩行者及び自転車の安全確保を進めます。

(都第三建設事務所)

イ 区道の整備

区内の道路の多くを占める区道については、生活に密着した道路として適切な整備・維持補修を行います。また、通行の安全を確保し、利用しやすい道路に改善するため、道路 形態の変更や利用区分を明確にしたりするなど、道路の機能強化を図ります。

① 都市計画道路等の整備(百人町三・四丁目地区の道路整備)

百人町三・四丁目地区内における防災機能の強化と快適な歩行空間の形成のため、地 区計画に基づく道路整備の完了を目指し、用地買収、道路整備を行います。

事業規模	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区画街路 6 号	用地買収、道路整	用地買収、道路整	用地買収、道路整	検討	検討
用地の取得	備に向けた調整	備に向けた調整	備に向けた調整		

② 道路の改良

幹線道路及び地区内主要道路等の区道について、歩道の設置、線形の改良や修景等を 行います。また、道路のライフサイクルコストを考慮した道路の改良や、震災時の緊急 輸送道路の機能確保のための改良を実施します。

(道路課)

事業規模	3 年度	4年度	5年度	6 年度	7年度
路線の整備	小滝橋通り	_	_	_	_
	道路整備工事				
	第Ⅲ期				
	早大通り	早大通り	早大通り	検討	検討
	詳細設計	道路整備工事	道路整備工事		
		第Ⅰ期	第Ⅱ期		
	江戸川橋通り	江戸川橋通り	江戸川橋通り	検討	検討
	予備設計	詳細設計	道路整備工事		
			第Ⅰ期		

③ バリアフリーの道づくり

令和3年度策定予定の「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定する整備路線に おいて、歩道改良や視覚障害者誘導ブロック設置等のバリアフリー対策を実施すること により、高齢者や障害者等の誰もが安心して通行しやすい歩行環境を整備していきます。

事業規模	3年度	4 年度	5 年度	6年度	7年度
路線の整備	「新宿区移動等	整備推進	整備推進	検討	検討
	円滑化促進方				
	針」に基づく整				
	備路線の選定				

④ 細街路の拡幅整備

「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、幅員4m未満の細街路を拡幅整備して、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。

(建築調整課)

事業規模	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
年間整備距離、	年間整備距離	継続	継続	検討	検討
年間合意距離	約 2.5km				
	年間合意距離				
	約 6.0km				

⑤ 道路の無電柱化整備

「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。

事業規模	3年度	4年度	5年度	6 年度	7年度
無電柱化整備	女子医大通り	女子医大通り	女子医大通り	検討	検討
路線	共同溝詳細設計	支障移設	継続		
	四谷駅周辺	四谷駅周辺	四谷駅周辺	検討	検討
	支障移設	共同溝本体工	引込連系管工事		
		事、引込連系			
		管工事			
	上落中通り	上落中通り	上落中通り	検討	検討
	関係事業者との	関係事業者と	共同溝詳細設計		
	調整	の調整			
	水野原通り	水野原通り	水野原通り	検討	検討
	共同溝詳細設計	支障移設	共同溝本体工		
			事、引込連系管		
			工事		

(2) 橋りょうの整備

まちをつなぐ橋の整備

橋りょうの健全度調査に基づき策定した「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」により補修 工事等を実施します。

(道路課)

事業規模	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
補修橋りよう			_	_	_
	協議・調整	補修工事			
	落合橋 (妙正寺川)	落合橋(妙正寺川)	_	_	_
	協議・調整	補修工事			
	新杢橋	新杢橋	新杢橋	_	_
	補修設計 (詳細)	協議・調整	補修工事		
	寺斎橋	寺斎橋	寺斎橋	_	_
	補修設計 (詳細)	協議・調整	補修工事		
	_	長町橋1号	長町橋1号	検討	検討
		補修設計 (詳細)	協議・調整		
	_	榎橋	榎橋	検討	検討
		補修設計 (詳細)	協議・調整		
	_		羽衣橋	検討	検討
			補修設計 (詳細)		
			田島橋	検討	検討
			補修設計 (詳細)		
			上落合八幡歩道橋	検討	検討
			補修設計 (詳細)		
	定期点検 58 橋				

(3) 市街地の構造改善

木造建築物が密集した既成市街地において、市街地再開発事業等を進め、道路、公園などの都市基盤を一体的に整備することにより、地域の生活環境と交通環境を改善していきます。

(防災都市づくり課)

3 交通安全施設の整備

(1) 歩道の整備

歩行者を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、沿道の状況、交通規制等を勘案し、歩道の整備を進めていきます。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりに配慮し、障害者や高齢者を含むだれもが安全かつ快適に通行できるように、歩道のバリアフリー化、視覚障害者用誘導ブロックなどの整備を進めます。また、歩道設置が困難な道路については、防護柵の設置や路側帯の標示等により歩行者の安全確保に努めていきます。

(道路課)

(2) 防護柵の整備

歩行者の無秩序な車道横断を抑制して歩行者の横断事故を防止し、歩行者の安全を確保する とともに乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵の整備を進めます。また、 整備に当たっては、間伐材の活用を推進し、資源の有効利用に配慮していきます。

(道路課)

(3) 道路照明の整備

夜間の交通事故防止のため、老朽化した街路灯の改修や危険度の高い箇所への整備を進める とともに、私道の民有灯の改修を支援します。

道路照明の整備を効果的に行うため、道路の交通量や周辺の環境に応じて平均路面輝度とその均斉度(明るさのばらつき)を設定し、各々の数値を満たすよう整備します。

また、LED街路灯に改修することにより、CO2の抑制と節電対策を行います。

事業規模	3年度	4年度	5 年度	6年度	7年度
小型蛍光灯の	小型蛍光灯	継続	継続	未定	未定
LED 化	LED 化 585 基				
大型街路灯の	大型街路灯	継続	継続	未定	未定
LED 化	LED 化 55 基				

(4) 道路標識等の整備

ア わかりやすい案内標識等の整備

道路における安全で円滑な通行を確保するため、道路交通に関する案内、警戒等についての情報を通行者に知らせる道路標識を設置します。また、道路の通称名を整備し親しみやすくわかりやすい案内を行うとともに、道路標識の乱立を解消するために、他の標識等との共架による標識の整理統合を進め、ユニバーサルデザインに配慮した案内標識の整備を進めます。

また、外国人旅行者を含めた全ての人が快適かつ安心して滞在できる都市の実現を目指して、道路標識等の整備を進めます。

(道路課)

イ 規制標識等の整備

ドライバーや歩行者から見やすくわかりやすい道路標識・道路標示を整備するため、道路の規模、環境等に応じた標識の整備統合、大型化、高輝度化、内照化等を推進します。 (警察署)

(5) その他の交通安全施設の整備

道路交通の安全性向上と円滑化を図るため、区画線、道路反射鏡、すべり止め舗装、通学路標示などの施設の設置や維持に努めます。

また、交通事故が多発する箇所や事故の危険性の高い箇所について、交通安全施設の改良等を行い、交通事故防止を図るとともに、区内警察署と連携して、交通安全資器材を設置することにより、交通事故の防止を図ります。

(警察署・道路課・交通対策課)

4 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備

自転車交通の整序化と歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間 を実現するため、「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、関係機関と連携した自転車通 行空間の整備を進めます。

また、国道や都道、他区の路線とのネットワーク化を進め、安全性向上のほか、周辺区や各種施設との回遊性を向上させることで、地域・観光の活性化を図っていきます。

事業規模	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
路線の整備	新宿通り	_	_	_	_
	外 6 路線整備工事				
	小滝橋通り	小滝橋通り	_	_	_
	外 3 路線詳細設計	外3路線整備工事			
		中井通り詳細設計	中井通り整備工事	_	_
			早大南門通り	検討	検討
			外 2 路線詳細設計		

(2) 自転車シェアリングの普及促進

自転車シェアリングの公共的な交通手段としての普及・定着を推進することで、公共交通機 関等との連携による環境にやさしい交通行動や、新しい日常にも対応した交通環境の整備を推 進していきます。

また、自転車シェアリングの普及に向けた取り組みとともに、自転車走行のルールやマナーの遵守等、利用者に対する自転車の安全利用のための啓発も行います。

(交通対策課)

5 道路利用の適正化

(1) 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置及び工事などによる道路使用及び占用については、交通の安全と円滑を確保するため、許可の厳正な運用を行うとともに、パトロール等を行い、許可条件の遵守、保安施設の整備等を指導し徹底します。

また、道路の無秩序な掘り返し及び工事による事故等を未然に防ぐため、新宿区道路工事調整協議会(新宿区みどり土木部、牛込・新宿・戸塚・四谷警察署、その他公益占用事業者で構成)において、道路上で行われる工事の施工時期、施工方法等を十分に協議し、道路工事が効率的かつ最小限となるよう調整します。

(警察署、十木管理課)

(2) 路上等障害物の防止

歩行空間の確保、交通事故の防止及び都市景観の確保を図るため、「新宿区路上等障害物による通行障害の防止に関する条例」に基づき、道路をパトロール調査し、看板、商品陳列台等

の障害物の防止に向けの指導を行います。

商店街・繁華街においては、指導効果をより高めるため、警察や地元商店会等と連携してパトロール等を実施していきます。

(警察署、交通対策課)

6 駐車場の整備・充実

(1) 自動車駐車場の整備促進

違法駐車車両は平成18年6月の改正道路交通法の施行に伴い、従前に比べ大幅な減少が見られます。今後も、路上駐車の無い良好な状況をつくり出していくためには、継続した取締りとともに、附置義務の徹底をはじめ、再開発等における適切規模の整備誘導、住宅における車庫の確保等駐車場の整備を促進していきます。

(警察署、都市計画課、交通対策課)

(2) 自動二輪車駐車場の整備促進

平成 20 年度より、道路を活用した自動二輪車駐車場整備や既存駐車場への自動二輪車の受け入れ等を進めてきました。令和 3 年度からは、区営の自動二輪車駐車場について、民間活力を活用した民設民営の自動二輪車駐車場の整備を進め、より利用者のニーズを捉えた駐車場の整備を進めていきます。一方で、駅周辺の繁華街などでは、民間駐車場が利用されていない中で違法駐車されている状況が目立つことから、(公財)東京都道路整備保全公社による助成制度を活用した民間駐車場の整備支援による既存駐車場の自動二輪車駐車場への改修促進及び路上駐車車両の既存駐車場への誘導を継続実施していきます。

(交通対策課)

(3) 自転車駐輪場等の整備

ア 自転車駐輪場等の整備

令和3年度からは、区営の自動二輪車駐車場について、民間活力を活用した民設民営の 自転車駐輪場等の整備を進め、一時利用の時間貸し駐輪場の整備を充実させ、より利用者 のニーズを捉えた駐車場の整備を進めていきます。また、駅周辺等における放置自転車の 抑制など自転車の適正利用を推進するため、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関の協力 を得ながら、自転車駐輪場等の整備を進めていきます。

(交通対策課)

イ 民間施設における駐輪場の確保

区の条例において、特定の用途で一定規模を超える建築物を新設・増設した場合には、 規定台数以上の駐輪場を設置する附置義務制度があります。令和2年には、利用者が使い やすい駐輪場の整備を進めるため、区が定める利便性向上に資する整備を実施する場合に は、駐輪場の整備規模を削減できるようにしました。引き続き、この条例に基づく駐輪場 の設置指導をしていきます。

(交通対策課)

7 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路緑化の推進

道路の改良事業等に合わせて街路樹のある道路空間の整備を行い、道路交通の安全性と快適性の向上を図ります。

(道路課)

(2) 交通安全総点検の推進

地域住民や道路利用者が主体となって、警察、道路管理者とともに道路交通環境の点検を行うことにより、地域住民の交通安全活動への参加意欲を醸成するとともに、「誰もが安心して利用できる道路交通環境づくり」を図ります。

また、平成26年8月に策定(令和元年8月改定)した「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づき、区立小学校の通学路や学童クラブの点検を実施し、道路交通環境の改善を推進していきます。

なお、他自治体や区内で重大な事故等が発生した際は、関係機関と連携し、必要に応じて速 やかに点検を行い、対策を講じます。

(交通対策課)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校名	早稲田	市谷	余丁町	牛込仲之	津久戸
	鶴巻	愛日	東戸山	富久	江戸川
	戸山	淀橋第四	柏木	西新宿	大久保
	落合第一	落合第二	落合第三	戸塚第一	天神
	落合第四	落合第五	落合第六	戸塚第二	戸塚第三
	四谷第六		花園	四谷	西戸山
計 29 校	計6校	計 5 校	計6校	計6校	計6校

第2章 交通安全意識の啓発

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

(1) 学校等における交通安全教育

ア 幼稚園・保育園・子ども園

幼稚園等では、日々の登降園や安全教室等の活動を通して、道の歩き方や交通ルールを 指導し、安全に行動できる習慣の育成に努めます。

(保育課、教育委員会)

イ 小学校

小学校では、集団での安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用及び点検や整備、交通 法規やマナーの理解などについて参加・体験的な活動を通して、道路事情に応じた安全な 生活を営むことができる態度や能力の育成を中心に指導を行います。

(教育委員会)

ウ 中学校

中学校では、小学校での既習事項を中学生の発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置、交通災害防止等に関する基本的事項の理解を深め、交通災害防止に関する能力の育成を中心に指導を行います。

(教育委員会)

エ 児童施設

児童館、学童クラブ等の児童施設では、地域と連携を図り、随時の指導や映画会の上映などの交通安全教育により、交通安全指導に努めます。

(子ども家庭支援課)

(2) 高齢者に対する交通安全教育

ア 高齢者クラブ等

高齢者クラブ等の社会参加活動の場や、高齢者が多数集まる場を活用して、加齢に伴う 身体機能の変化、高齢者の事故発生実態等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育 を実施するとともに、夜間における交通事故を防止するため反射材用品の普及、活用の促 進を図ります。

また、高齢者クラブの総会で、区が実施する自転車の安全な利用方法等に関する啓発事業など、安全な交通環境づくりに関する取組みの周知を図ると同時に、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図ります。

イ 普及啓発

特別出張所へのポスター掲示、町会ごとのチラシの回覧、春・秋の交通安全運動期間中の広報紙への啓発記事掲載など、高齢者の交通事故防止のための情報を発信し、高齢者とその周辺への交通安全意識の普及啓発を継続的に行います。

(交诵対策課)

ウ 参加・体験型交通安全教育等の充実

高齢者自ら道路横断等の体験をする「歩行者シミュレータ」の活用や、反射材効果を体験してもらうなど、参加・体験型の交通安全教育を推進し、歩行中の交通事故防止や反射 材用品等の普及を図る。

(警察署、交通対策課)

エ 高齢者支援施策等の推進

高齢者が関わる交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許自主返納の周知に努めます。自主返納について、平成24年4月1日以降に発行された運転経歴証明書が、身分証明書として使用可能であることなどを、各種広報媒体を活用し、広報啓発に努めます。

また、高齢者が利用する施設等とも連携し、様々な機会を捉えて周知します。

(警察署、交通対策課)

(3) 運転者に対する交通安全教育

地域、職場等における運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。

特に自動二輪車運転者については、基本走行・法規走行に関する実習を中心とした自動二輪 車実技教室を実施し、安全意識の高揚と安全運転技術の向上を図ります。

企業内の運転者については、安全運転管理者を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるよう積極的に指導します。

(警察署)

(4) 自転車の安全利用の推進

区・学校等と連携し、小学生に対して基本的な交通ルールの浸透を図る自転車安全教育を推進するとともに、幼児・児童の保護者の参加も求め、自転車通行ルールの遵守及び乗車用へルメットの着用について広報啓発を推進します。また、中学生以上を対象に、具体的な自転車事

故の事例や交通事故を起こした場合の責任、自転車の交通違反に対する制裁の内容等を中心とした教育を行うとともに、ルール違反により、どのような危険が生じるか体験させるスケアード・ストレイト方式を用いた自転車安全教育などを推進し、規範意識の向上を図ります。さらに、高齢者についても自転車実技教室への参加を積極的に求め、加齢による身体機能低下の自覚を促すとともに、自転車に関する知識・技能を身につけさせます。

交通ルールを守らない自転車利用者に対する、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカード等を活用した街頭活動を強化するとともに、信号無視、一時不停止等の悪質・危険な違反に対しては交通切符による取締りを実施します。交通に危険を及ぼす悪質・危険な違反行為を繰り返す自転車利用者に対しては、自転車運転者講習会制度を適切に運用し、危険行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

(警察署)

(5) 障害者に対する交通安全教育

障害者の安全な通行方法に関する交通安全教育を行うとともに、障害者の関係機関・団体等 と相互に連携を図り、手話等による交通安全教育や広報、啓発活動を積極的に推進して、障害 者の交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署、交通対策課)

(6) 外国人に対する交通安全教育

外国人に対し、基本的な交通ルール等の周知に重点を置いた交通安全教育を推進します。 また、外国人向けの交通安全チラシを作成するなど、ルール・マナーの周知、啓発を行います。

(警察署、交通対策課)

(7) 交通安全啓発用ビデオ等

交通安全啓発用のビデオ、DVD等の充実を図り、区内の保育園、児童館、学校等に貸し出しを行い、交通安全教育を推進します。

(交通対策課)

(8)「新しい日常」に対応した交通安全教育の推進

交通安全教育に当たっては、従前の取組に加え、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の 提供、ウェブサイトやSNS等各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発 活動についても効果的に推進します。

2 地域における交通安全意識の高揚

(1) 地域の交通安全組織の拡大と育成

ア 子ども対策

地域センターの事業や町会イベント等での子ども向け事業の充実に関与し、交通安全意識の普及浸透を図ります。

また、警察が中心となって、地域交通少年団への加入を促進するとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団員としての誇りを自覚させ、活発な団体活動を通して交通安全意識の普及浸透を図ります。さらに、地域交通安全協会の女性関係組織の充実を促進し、活動を支援することで、子どもに対する交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署、交通対策課)

イ 若年層対策

高校生に対する交通安全教育を積極的に推進するため、高校での授業に交通安全に関する時間を設ける等、生徒への交通安全意識の向上を促す講座の開講を学校に依頼するとともに、自動二輪車の実技指導や交通安全講習会の開催、その他区窓口等における広報や啓発活動を通して、若年層の交通安全意識の高揚に努めます。

(警察署、交通対策課)

ウ 高齢者対策

高齢者に対する安全教育活動等を地域ぐるみで推進するとともに、警察の高齢者交通指導員等が高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、交差点等における保護誘導活動や区の広報・啓発活動の推進により、高齢者の事故防止を図ります。

(警察署、交通対策課)

工 自転車利用者対策

関係機関・団体等と連携して自転車安全利用推進キャンペーンやスケアード・ストレイト方式を用いた中学校での自転車交通安全教室を実施するなど、「自転車安全利用五則」をはじめとする自転車の交通ルール等を幅広く周知し、自転車利用者のルール遵守・マナー向上の普及啓発を図ります。

(2) 地域、家庭における交通安全教育活動の推進

ア地域

地域においては、町会・自治会等を単位とした各種講習会を警察が中心となって実施するほか、交通安全協会等の交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるような事業を実施します。

(警察署、交通対策課)

イ 家庭

家庭においては、親が中心となって交通の身近な話題を取り上げ、家庭で交通安全について話し合いが行われるよう区や関係機関が情報提供を行い、交通ルールと交通マナーの普及浸透を図ります。

(警察署、交通対策課)

(3) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 交通安全運動

区民一人ひとりに交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、安全で快適な交通社会の実現を目指して春・秋の交通安全運動を実施します。運動の推進に当たっては、行政機関、交通関係団体、事業所等との連携を強化し、真に区民参加型の交通安全活動を展開します。 (警察署、交通対策課)

イ 交通安全日

原則として毎月10日を「東京都交通安全日」に指定し、管内の交通実態に即した重点を定め、交通安全活動を実施します。

(警察署、交通対策課)

ウ 交通安全点検等の推進

地域住民や道路利用者が主体となって、交通管理者、道路管理者ともに道路交通環境の 点検を行うとともに、だれもが安全に安心して利用できる道路交通環境づくりをめざす。 (警察署、交通対策課)

3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(1) 多様な広報媒体による広報活動の充実

区民一人ひとりに交通安全意識の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着化させるため、 広報、インターネット、懸垂幕、ポスター、チラシ、広報車等の広報媒体、「交通安全のつど い」「交通安全パレード」等の行事等、あらゆる機会を通じて、

- ・ 飲酒運転の根絶
- ・妨害運転(あおり運転)等の禁止、罰則創設の周知
- シートベルト及びチャイルドシートの着用の推進
- ・ 薄暮時の自動車ライト点灯 (トワイライトオン運動)
- ・反射材や外出時の目立つ色の服装の励行(リフレクター運動)
- ・自転車の安全利用の促進
- ・幼児、児童用ヘルメットの着用推進
- ・多様なモビリティ(電動キックボード等)の適正利用の推進
- ・自転車損害賠償保険等への加入促進
- 等、効果的な交通安全広報活動を推進します。

(警察署、交通対策課)

(2) 交通安全運動等の推進

春・秋の全国交通安全運動に際してのキャンペーンや「交通安全のつどい」「交通安全パレード」等を効果的に推進し、交通安全意識のより一層の普及浸透に努めます。

(警察署、交通対策課)

第3章 道路交通秩序の維持

1 指導取締りの強化

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態等の緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断 歩行者妨害等の交差点違反等重大事故の直接又は主要な原因となっている違反に重点を置い た指導取締りを推進します。

また、飲酒運転、無免許運転、又はこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類若しくは自動車等の提供罪、同乗罪等のほか、教唆・幇助行為等の確実な立件に努めます。

(警察署)

(2) 悪質・危険な妨害運転等に対する積極的な捜査の推進

他の車両等の通行を妨害する目的で行われる妨害運転等を認知した場合には、客観的な証拠資料の 収集等を積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷罪(妨害目的運転)等のあらゆる法令の適用を 視野に入れた厳正な捜査を推進します。

(警察署)

(3) 携帯電話使用等の取締りの推進

近年、携帯電話やスマートフォンの画面を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にある情勢を踏まえ、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げる道路交通法の改正法が令和元年12月1日に施行されました。携帯電話使用等は重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

(警察署)

(4) 二輪車対策の推進

二輪車の死亡・重傷事故が多発している路線を重点に、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反 (速度超過、進路変更、割り込み等)の指導取締りを強力に実施するとともに、軽微な違反者 等に対しても積極的な指導警告を実施するなど、安全運転意識の高揚を図ります。

(警察署)

(5) 自転車利用者対策の推進

自転車利用者による交通事故を防止するため、交通ルール・マナーを守らない走行に対して

は、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、ヘルメットの着用について働きかけを行います。

また、悪質・危険な違反者に対しては、自転車講習会制度の適用を視野に入れ、交通切符等 による取締りを実施します。

(警察署)

(6) 通学路等における指導取締り

通学路等における子どもの安全を確保するため、各警察署で重点通学路の登下校時間帯等を 勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害をはじめとする児童の安全確保のための指導取締りを 推進します。

(警察署)

(7) シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底に向けた座席ベルト装着義務違反等の 指導取締りを実施します。また、交通事故発生時における乗員の被害軽減を図るため、後部座 席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用について指導を 推進します。

(警察署)

(8) 暴走族の取締り等

暴走族や違法行為を敢行する旧社會グループ(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ)に対しては、道路交通法のほか、あらゆる関係法令を適用し、検挙の徹底を図ります。被疑者の逮捕や使用車両の押収等を推進するとともに、暴走族等の組織解体を図ることにより暴走行為の抑止に努めます。暴走族等の実態に関する情報発信や関係機関・団体との連携強化を通じて、暴走族等を許さない社会環境づくりに努めます。

(警察署)

(9) 整備不良車両の取締り

整備不良車両や不正改造車の走行は、道路交通秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等により環境悪化の要因ともなっています。また、保安基準に適合していない自動車による爆音走行や公道上での競争行為、危険・迷惑な行為を防止するため、関係機関と連携し、指導取締りを実施していきます。

(警察署)

(10) 車両制限令の取締り強化

車両制限令の規定をオーバーする特殊車両の通行について、通行許可等の違反が生じないように事業者等に周知徹底を図ります。また、関係機関と連携して違反車両の指導取締りを推進し、その防止に努めます。

(警察署)

2 駐車秩序の確立

(1) 違法駐車の取締り

ア 使用者責任の追及等

放置車両確認機関の適正かつ効果的な運用を図り、運転者責任が追及できない場合は、 放置違反金制度による「滞納処分」や「車両使用制限命令」等を行い使用者の責任追及を 徹底します。

(警察署)

イ 重点的取締り

違法駐車の実態に応じ重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」を中心とする指導取締りを強化するとともに、悪質性の高い違反に対しては、 移動措置を含む取締りを推進し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(警察署)

(2) 地域実態に応じた駐車規制の推進

荷捌き車両に配慮した駐車規制の見直しについては、適正な駐車秩序の確保の観点及び地域 住民等の意見・要望等を勘案し、地域の実態に応じて推進します。

(警察署)

(3) 駐車需要に応じた駐車スペースの確保

商業地域等における短時間の駐車需要に応じるため、地域の駐車実態を考慮した利用時間の設定や、日曜休日の運用等効果的かつ効率的なパーキング・メーター等の運用を促進します。また、既存駐車場の効率的利用を促進するため、案内表示板の設置、利用料金の割引制度などの実施を関係機関に働きかけていくとともに、駐車場マップの配布などを促進します。(公財)東京都道路整備保全公社の施設整備への助成制度の周知等も行っていきます。

(警察署、交通対策課)

(4) 路外駐車場の整備促進

再開発事業や、大規模小売店の計画を早期に把握し、二輪車を含めた適正規模の駐車場整備 及び既存駐車場の有効活用について自治体をはじめ、関係機関等に働きかけを行います。

(警察署)

3 放置自転車・自動二輪車防止の啓発活動

駅周辺等の公共の場所における放置された自転車や自動二輪車は、歩行者、特に高齢者や障害者にとっては、通行の障害になるだけでなく、とても危険な状態を生み出しています。

また、災害時の避難・救助活動を妨害する原因となるなど、安全で快適な都市環境への障害にもなっています。こうした問題を解消するため、自転車駐輪場等の整備を進めつつ、放置防止の指導・啓発の強化を進めていきます。

(1) 啓発活動

区広報、看板、チラシ、ポスター、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」等により、自転車利用のルール遵守とマナー向上のための啓発を行い、自転車駐輪場等の利用促進を図り、 放置防止に努めます。

(警察署、交通対策課)

(2) 放置自転車等の撤去

条例で定めた放置禁止区域内においては、放置自転車等の即時撤去、移動を行い、放置自転車の発生防止を図ります。

なお、撤去した自転車等は保管場所で一定期間保管するとともに、手数料を徴収して所有者に返還します。また、引き取り手のない自転車については、海外供与など資源の有効活用に努めます。また、震災等の際には、被災地への供与もしていきます。

(交通対策課)

第4章 安全運転と車両の安全性の確保

1 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実

安全運転には、運転者の交通安全に関する自覚と運転技術の習熟による冷静で的確な判断が必要であり、運転者に対する交通安全意識の高揚を図ることが望まれます。最近の交通事故の特徴等を踏まえた教育方法・内容等の見直しを行い、運転実務に必要な知識と判断力を習得できるよう、一般・職業運転者、高齢者等の受講対象者に応じた講習内容にする等により運転者教育の充実を図ります。

(警察署)

(2) 自転車安全教育の推進

区内の小学校、中学校、高齢者など、段階に応じた交通安全教育を実施します。

特に、区内の中学校に対しては、スケアード・ストレイト方式を用いた自転車安全教育を導入するなど、体験型の自転車教室により、安全利用の推進を図ります。

(警察署、交通対策課、教育委員会)

(3) 自動二輪車事故防止対策の推進

自動二輪車実技講習を積極的に実施するとともに、参加を促すため、二輪車安全運転推奨シールを受講者に対して交付し、模範運転者としての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図ります。 (警察署)

(4) 安全運転管理の充実

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対して、自動車の安全な運転に必要な知識及び運転者に対する交通安全教育に必要な知識、技能等の講習を実施し、その資質と管理技能の向上を図ります。

(警察署)

(5) 交通労働災害の防止

事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施、教育等の実施、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮、健康管理等を内容とする「改正交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知するとともに、これを確実に実施させることにより、交通労働災害の防止の徹底を図ります。

(労働基準監督署)

(6) 労働条件の適正化

ア 労働条件に関する監督・指導

自動車運転者を使用する事業者に対して、労働基準法等の関係法令並びに「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等に基づき、監督・指導等を実施し、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、あわせて交通事故の防止を推進します。

(労働基準監督署)

イ 自主的労務改善の促進

自動車運転者の労働条件を改善するためには、関係業界及び各事業場において自主的な 改善意欲の醸成を図る必要があることから、自動車労務改善推進員を活用し、労務改善研 究会の活動の活発化や自主点検制度の普及等により、自主的な労務改善が推進されるよう 指導します。

(労働基準監督署)

2 車両の安全性の確保

(1) 自動車の点検整備の徹底

整備不良車両の運行による交通事故、自動車公害の防止を図るため、点検整備の確実な実施について、関係団体の協力のもとに「自動車点検整備推進運動」を、年間を通じて実施するなど自動車使用者に対し広報啓発活動を積極的に展開します。

また、自動車の点検整備状況について、街頭検査、自動車運送事業者の監査及び整備管理者に対する研修教育の実施を関係機関に働きかけます。

(関東運輸局、警察署)

(2) 自転車安全点検等の啓発と安全確保

区では小学生を対象とする自転車教室等に、自転車安全整備士等の派遣を依頼し、自転車の 点検整備を実施するなど安全性の確保に努めるとともに、自転車教室等の際には、乗車前の自 転車点検方法を教えます。また、自転車が当事者となった事故での被害者の救済に資するため、 自転車損害賠償保険等の加入促進に努めます。

(警察署・交通対策課)

第5章 救助・救急体制の整備

1 救助・救急体制の充実

(1) 救助業務体制の充実

交通事故に起因する救助・救急活動を安全、迅速かつ適切に実施し、救命効率を高めるため、 救急医療機関等との連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図るとともに、現 場におけるバイスタンダー*1による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できること から、自動体外除細動器(AED*2)を含めた応急手当等の普及啓発を積極的に推進するとと もに、近隣署間の部隊の連携においても精強な救助活動体制を確立します。

※1バイスタンダー その場に居合わせた人

※2AED Automated External Defibrillatorの略で自動体外式除細動器のこと。

(消防署)

(2) 救急業務体制の充実

救急救命処置範囲の拡大による救命効果の向上を図るため、高度で専門的な知識・技術を習得した救急救命士を養成及び体制の整備を推進するとともに、早期に傷病者の救出に着手できるよう、救急隊の他にポンプ車隊や所要の救助隊を効果的に運用します。また、負傷者に適応した医療が迅速に受けられるよう、消防機関と医療機関が研究会や相互研究を積極的に実施するとともに、消防機関と医療機関との日常の連絡体制の強化や情報交換を緊密に行い、受け入れ体制の円滑化を図ります。

(消防署)

(3) 集団救助・救急体制の充実強化

多数の負傷者を迅速かつ安全に救助し、早期に医療機関へ搬送するため、関係機関との連携 体制や対応計画の充実強化と徹底を図っていきます。

(消防署)

(4) 応急救護知識の普及

交通事故に係わる負傷者の救命効果の向上を図るためには、救急車が到着するまでの間、バイスタンダーによる迅速かつ的確な応急救護知識が必要になります。そのため、町会・自治会・事業所及び学校等を通じて、区民に正しい応急救護知識と自動体外式除細動器(AED)を含めた技術を普及し、応急救護体制の確立を推進します。

(消防署)

第6章 被害者の支援

1 交通事故相談業務の充実

交通事故の処理は、当事者間で解決するのを原則としますが、手続きの煩雑さ、法律知識の不 足等により、被害者が満足する形で救済される事例が少ないのが現状です。

そのため、交通事故の多発性、社会的損害の大きさ等を考え、事故当事者間の問題解決の一助 として、弁護士による交通事故相談を行っています。今後も、区報等により相談業務の周知徹底 を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。

(区政情報課)

2 交通事故事件被害者等に対する連絡制度

交通事故事件の被害者等に対し、その要望を確認したうえで、捜査の進捗状況、被疑者の検挙 逮捕被疑者の処分等について適時適切な連絡を行い、必要な情報を提供することにより、被害者 を支援します。

(警察署)

3 自転車損害賠償保険等への加入促進

東京都自転車安全利用条例が改正され、令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入 が義務付けられました。

自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額の賠償責任を負う 事例が発生していることを踏まえ、自転車利用者や自転車を使用する事業者によるに自転車損害 賠償保険等への加入を推進します。推進にあたっては、各種広報媒体の活用や地域イベントでの 啓発など、様々な機会を捉えて周知します。

(交通対策課)

第7章 踏切等の交通安全

新宿区内には、31の駅があり、ターミナル駅を中心に乗降客数が多くなっていますが、全ての 駅へのホームドア設置が完了していません。高齢者、障害者の転落を防止するため、ホームドア の設置等のホームからの転落防止対策を推進します。

また、西武新宿線に 14 箇所の踏切道があり、遮断機が設置されています。踏切道での事故は 重大事故となる可能性が極めて高いため、鉄道事業者に対して、踏切保安施設の整備を推進する よう求めるとともに、警察などによる踏切道の交通規制の実施などにより交通の安全を図り、踏 切事故の発生を防止します。

1 ホームドア等の安全を図るための措置

鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドア及びエレベーターの設置促進を図ります。

(都市計画課)

事業規模	3 年度	4年度	5 年度	6年度	7年度
○ホームドア設置	ホームドア設置	_	_	_	_
補助2駅	補助2駅				
○事業者協議	小田急線新宿駅				
	JR 総武線大久保駅				
	事業者協議	継続	継続	検討	検討

2 踏切保安設備の整備

踏切道の幅員、交通状況、事故の発生状況等を考慮して必要に応じ、障害物検知装置、大型遮 断装置等、踏切保安設備の整備を推進します。

(鉄道事業者)

3 警戒標識等の管理、設置

踏切付近の道路を適切に整備するとともに、踏切の警戒標識等についても適切に管理、設置します。

(道路課)

4 その他の踏切道の安全を図るための措置

車両の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。

また、関係機関及び鉄道事業者並びに道路管理者との連携を図り、踏切道及びその付近の道路環境整備に努めます。

(警察署)

第3部

交通安全対策を進めるための体制

交通安全対策を進めるための体制

交通事故等の交通災害を防止する対策は、区・都・国、警察・消防などの行政機関の実施する幅広い事業分野にまたがるため、関係機関相互の連携を強化し推進する必要があります。また、民間団体や企業の力を集結し、行政との総合的な協力体制を確立することも重要です。併せて、区民それぞれの自覚に期待するところが大きくなっています。

1 行政機関相互の連携

交通機関、交通環境の多様化、複雑化に対応した交通災害防止に関する施策は、多くの行政機関等のそれぞれの領域において、技術的、専門的に高度化してきています。こうした施策を効果的に推進するためには、関係行政機関等の相互の連携に基づく、総合的・一体的な推進が欠かせません。新宿区においても、道路を管理する部署だけでなく、子ども・高齢者・障害者等の交通安全を確保するには、それぞれを担当する部署の間で十分な連携が必要です。また、これらの部署が共通の施策に関わることで、施策の効果を高めることができます。

このため、新宿区内の組織をはじめとして、国及び東京都等の関係行政機関は相互に、有機的な連携と協力体制を確立し、それぞれの責任分野を明確にしつつ一体となって、積極的に交通安全対策事業の推進を図ります。

2 地域における交通安全推進体制の確立

地域の交通安全の推進に当たっては、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会、PTA、青少年育成委員会、高齢者クラブ、婦人団体等の各種団体が自主的に活動を行うことが大切です。区が主催する交通安全に関する事業の際にも、主体的な役割を担うことが求められています。

同時に、区民の生活圏域としての町会や小学校学区ごとを単位として、これらの各種団体の活動は単独ではなく、相互に連携を取りながら、一体となって取り組む必要があり、区や各行政機関は、こうした組織に対して、円滑な相互関係を構築できるよう図り、効果的な活動が展開されるよう支援します。

3 新宿区交通安全協議会の運営

新宿区では、関係行政機関、関係団体の代表者等で組織する新宿区交通安全協議会が中心となった交通安全活動に長い実績があります。同協議会を中心として、行政機関や民間の諸機関、区民それぞれに働きかけ、諸施策を効果的に推進できるよう図っていきます。

新宿区交通安全協議会規約

(名称及び目的)

第1条 新宿区内の関係行政機関及び関係団体が、相互の協力体制を確立し、もって協力かつ効果的な全区民運動を推進し、交通事故のない住みよい新宿区を築くため、新宿区交通安全協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 交通安全思想の普及徹底に関すること。
 - 二 交通安全運動の推進に関すること。
 - 三 交通環境の整備に関すること。
 - 四 前各号のほか、交通安全に関し協議会が認める事項。

(組織)

- 第3条 協議会の構成は、総会並びに幹事会とする。
- 2 総会は、別表第一に定める委員をもって構成する。
- 3 幹事会は、別表第二に定める幹事をもって構成する。

(会長)

- 第4条 会長は、新宿区長とし、協議会を代表する。
- 2 会長に事故あるときは、新宿区副区長がその職務を代理する。

(総会)

- 第5条 総会は、必要のつど会長が招集し、会議を主宰する。
- 2 会長は、必要と認めたときは、委員以外の者を臨時に参加させることができる。

(幹事会)

- 第6条 幹事会は、協議会の所掌事項について、検討及び調整等を行う。
- 2 幹事会は、委員であるみどり土木部長が招集し、会議を主宰する。
- 3 幹事会は、議事に関係ある幹事だけで開催することができる。

(規約改正)

- 第7条 協議会の規約は、出席委員の過半数の合意により改正することができる。ただし、可否 同数の場合は、会長の決するところによる。
- 2 協議会の規約内容が軽微で、協議会に諮る必要がない場合は、会長の決定により改正することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、新宿区みどり土木部に事務局を置く。

附則

- この規約は、昭和48年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、昭和63年9月10日から施行する。 附 則
- この規約は、平成元年8月30日から施行する。 附 則
- この規約は、平成2年4月3日から施行する。 附 則
- この規約は、平成3年8月12日から施行する。 附 則
- この規約は、平成3年12月11日から施行する。 附 則
- この規約は、平成5年8月3日から施行する。 附 則
- この規約は、平成8年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成11年5月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成23年8月15日から施行する。 附 則
- この規約は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、令和3年4月1日から施行する。

新宿区交通安全協議会委員

(区議会関係)

議長

副議長

福祉健康委員会委員長

環境建設委員会委員長

文教子ども家庭委員会委員長

(関係団体)

牛込交通安全協会会長 新宿交通安全協会会長 戸塚交通安全協会会長 四谷交通安全協会会長

四谷地区町会連合会会長 第町管内町会連合会会長 榎町地区町会連合会会長 若松町地区町会連合会会長 大久保地区町会連合会会長 戸塚地区町会連合会会長 落合第一地区町会連合会会長 落合第二地区町会連合会会長 柏木地区町会連合会会長 西新宿町会連合会会長 区役所地区町会連合会会長

四谷地区青少年育成委員会会長 單笥地区青少年育成委員会会長 早稲田地区青少年育成委員会会長 若松地区青少年育成委員会会長 大久保地区青少年育成委員会会長 戸塚地区青少年育成委員会会長 落合第一地区青少年育成委員会会長 落合第二地区青少年育成委員会会長 柏木地区青少年育成委員会会長

新宿区高齢者クラブ連合会会長 四谷地区高齢者クラブ連合会会長 牛込地区高齢者クラブ連合会会長 淀橋地区高齢者クラブ連合会会長 戸塚地区高齢者クラブ連合会会長 落合地区高齢者クラブ連合会会長

新宿区婦人団体協議会会長 新宿区家庭教育グループ連絡会会長

(学校・保育所関係)

新宿区立小学校長会会長

新宿区立中学校長会会長

新宿区立幼稚園長会会長

新宿区立保育園・子ども園長会幹事

新宿区私立幼稚園連合会会長

新宿区私立保育園連合会会長

新宿区立小学校PTA連合会会長

新宿区立中学校PTA協議会会長

新宿区立幼稚園PTA連合会会長

(関係行政機関)

新宿労働基準監督署長

東京国道事務所代々木出張所長

東京都第三建設事務所長

警視庁牛込警察署長

警視庁新宿警察署長

警視庁戸塚警察署長

警視庁四谷警察署長

東京消防庁牛込消防署長

東京消防庁新宿消防署長

東京消防庁四谷消防署長

(区職員等)

区長

副区長

教育委員会教育長

地域振興部長

福祉部長

子ども家庭部長

みどり土木部長

都市計画部長

新宿区交通安全協議会幹事

別表第二

新宿労働基準監督署安全衛生課長

東京国道事務所代々木出張所第三管理係長

東京都第三建設事務所管理課長

警視庁牛込警察署交通課長

警視庁新宿警察署交通課長

警視庁戸塚警察署交通課長

警視庁四谷警察署交通課長

東京消防庁牛込消防署警防課長

東京消防庁新宿消防署警防課長

東京消防庁四谷消防署警防課長

新宿区地域振興部地域コミュニティ課長

新宿区福祉部障害者福祉課長

新宿区福祉部地域包括ケア推進課長

新宿区子ども家庭部保育指導課長

新宿区子ども総合センター子ども家庭支援課長

新宿区みどり土木部土木管理課長

新宿区みどり土木部道路課長

新宿区みどり土木部交通対策課長

新宿区都市計画部都市計画課長

新宿区教育委員会事務局教育調整課長

用語の解説

移動等円滑化促進方針	バリアフリー法において、国が定める基本方針に基づき、区市町村の区域内の移動円滑化に関する方針をまとめたもの。			
AED	Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器)の略で、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態 (心室細動) になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器をいう。			
軽傷 (軽傷者)	交通事故により負傷し加療日数が30日未満の場合(人)をいう。			
交通安全運動	広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、毎年、春と秋の2回実施されている運動のこと。			
交通安全総点検	地域住民や学校が主体となって警察や道路管理者と道路交通環境の点検を行うこと。			
交通事故	道路交通法第2条第1項に規定されている道路において、車両、路面電車及び列車(軌道車)の 交通によって起こされた、人の死亡または不詳を伴った事故及び物的損害を伴った事故をいう。			
東京都交通安全計画	交通安全対策基本の第25条に基づき、東京都交通安全対策会議が作成する計画(第11次東京都 交通安全計画は、令和3年4月策定)。			
死傷者	死者と負傷者の合計を指す。			
自転車シェアリング	利用者が一定の地域内に複数配置されたサイクルポートにおいて自由に貸出・返却できる貸し自転車で、借りたサイクルポートとは異なるサイクルポートに返却することができるもの。 新宿区では、平成28年10月から自転車シェアリング事業を実施している。			
自転車ナビマーク	自転車の車道通行の原則に従い、自転車の通行位置と進行方向を分かりやすく示した法定外の路 面標示であり、自転車のピクトグラムと矢印で表現されるもの。			
自転車ナビライン	国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に示された青色の矢羽根型路面 路面標示のことで、自転車が通るべき「車道の左側端」を分かりやすく示したもの。			
自転車ネットワーク 計画	安全で快適な自転車通行空間を効果的効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線 を選定し、その路線の整備形態等を示した計画。 新宿区では、平成31年3月に計画を策定している。			
死亡(死者)	交通事故発生から24時間以内に死亡した場合(人)をいう。			
若年層	中学校卒業後から25歳未満までの年齢層の人をいう。			
重傷(重傷者)	交通事故により負傷し加療日数が30日以上の場合(人)をいう。			
新宿区総合計画	新宿区がめざすまちのすがた、基本政策等を示した計画。			
スケアードストレイト	「スケアード=恐怖」「ストレイト=直接」という意味で、恐怖を直視させる教育技法。交通安全教育では、スタントマンによる交通事故の再現や交通事故死した遺族の講演等により、交通事故体験を疑似的、直接的に体験してもらうもの。			
成年層	25 歳から 65 歳未満までの年齢層の人をいう。			
バイスタンダー	救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)をいう。			
パーキング・メーター	路上の左側端に設けられた駐車時間に制限のある駐車区画のこと。			
バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁 (バリア) となるものを除去 (フリー) すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方をいう。			
負傷(負傷者)	重傷(重傷者)と軽傷(軽傷者)の合計を指す。			
附置義務	条例やその他法令に基づき、設置が義務付けられた自動車や二輪車、自転車等の駐車施設のこと。			
ホームドア	駅のプラットホームと線路の間に設けられた壁の一部が開閉する方式の扉で、利用者等の転落を 防止する目的などで設置するもの。			
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、だれもが利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。			